

令和元年度

狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況

杉並区

(1) 拡幅整備の取組

1) 区全域

項目	単位	年度			累計
		H29	H30	R元	H1～R元
拡幅整備件数 ^{※1}	件	621	604	591	16,755
測量件数 ^{※2}	件	620	595	592	16,981
拡幅整備延長 ^{※3}	m	8,297	8,330	7,410	230,616
拡幅整備工事費 ^{※4}	千円	809,170	864,227	873,734	15,113,770
測量費 ^{※5}	千円	127,767	149,413	151,421	3,189,392

※1 拡幅整備件数 …狭あい道路拡幅整備を行った件数

※2 測量件数 …狭あい道路拡幅整備に関して測量を行った件数

※3 拡幅整備延長 …狭あい道路拡幅整備が完了した建築基準法第42条第2項の道路の延長

※4 拡幅整備工事費 …狭あい道路拡幅整備工事に要した費用

※5 測量費 …狭あい道路拡幅整備に関する測量に要した費用

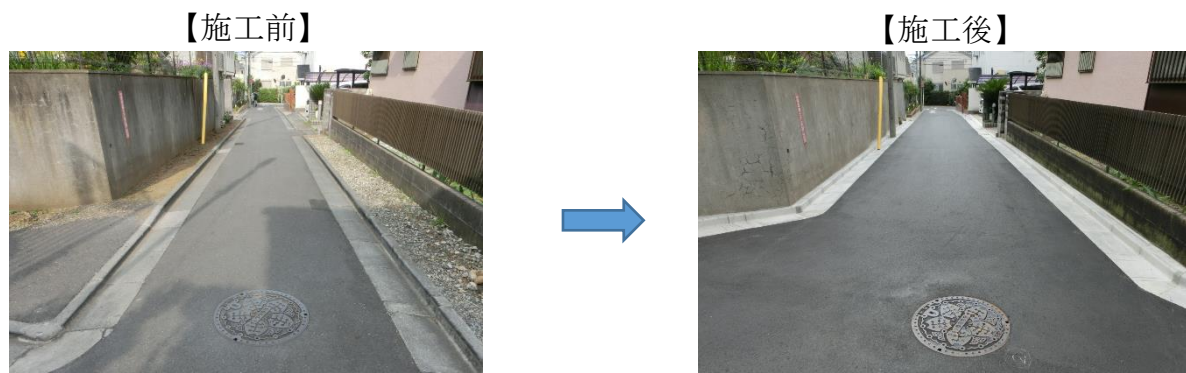
2) 折衝による拡幅

(上記区全域の内数)

項目	単位	年度			合計
		H29	H30	R元	H25～R元
折衝 ^{※6} 件数	件	604	453	533	2,637
拡幅整備件数	件	63	49	75	291
拡幅整備延長	m	953	1,158	1,151	4,463

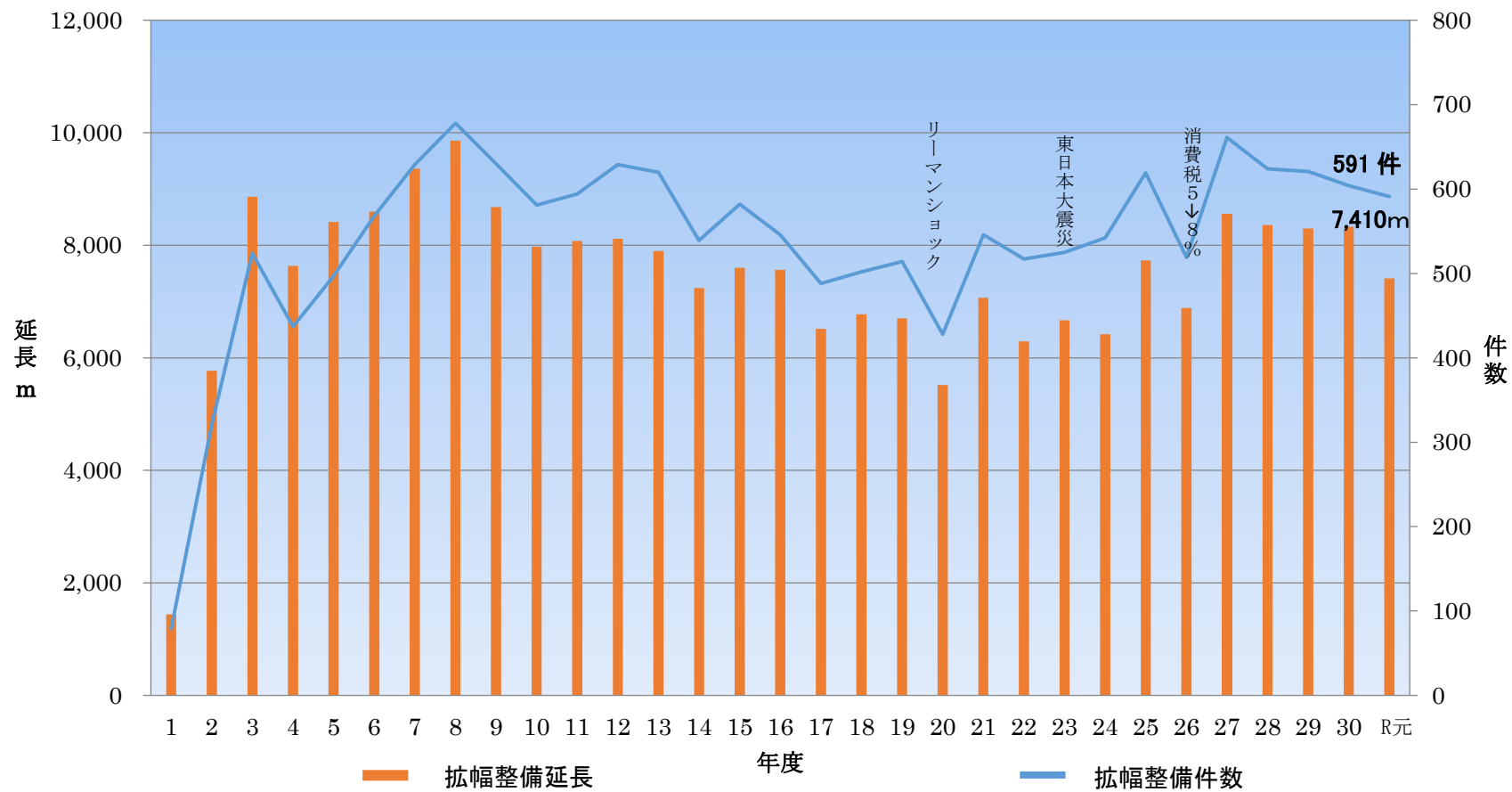
※6 折衝…職員が区民へ戸別訪問・電話対応・DM送付・ポスティング等の働きかけを行うこと

3) 拡幅整備の例



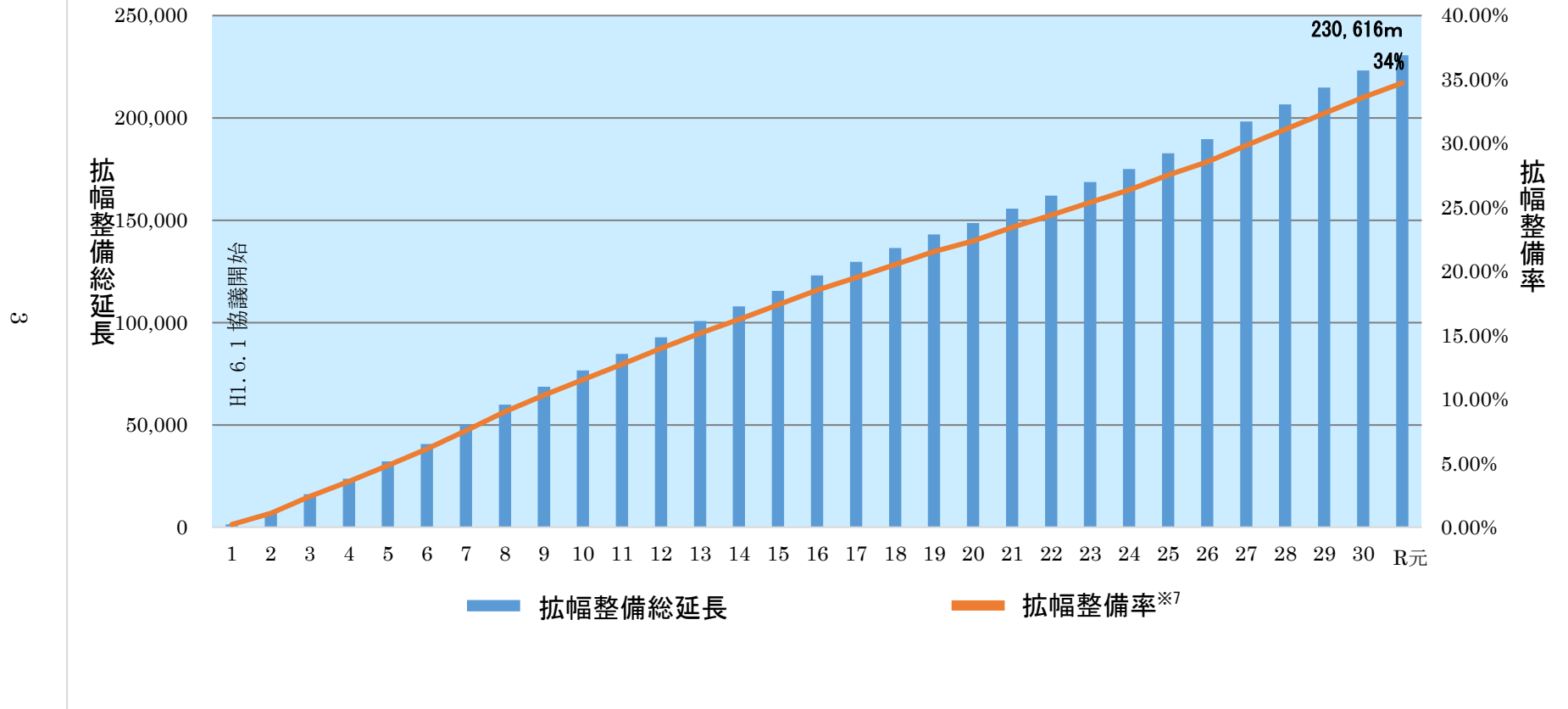
L形側溝が拡幅整備により後退している。

4) 拡幅整備延長と拡幅整備件数の推移 (平成元年度～令和元年度)



2

5) 拡幅整備総延長と拡幅整備率の推移 (平成元年度～令和元年度)



※7 拡幅整備率…拡幅整備総延長が狭あい道路の全延長に占める割合

拡幅整備率 = 拡幅整備総延長 ÷ [建築基準法第42条第2項道路総延長距離(332km) × 2(両側)]

(2) 支障物件^{※1}の取組

1) 区全域

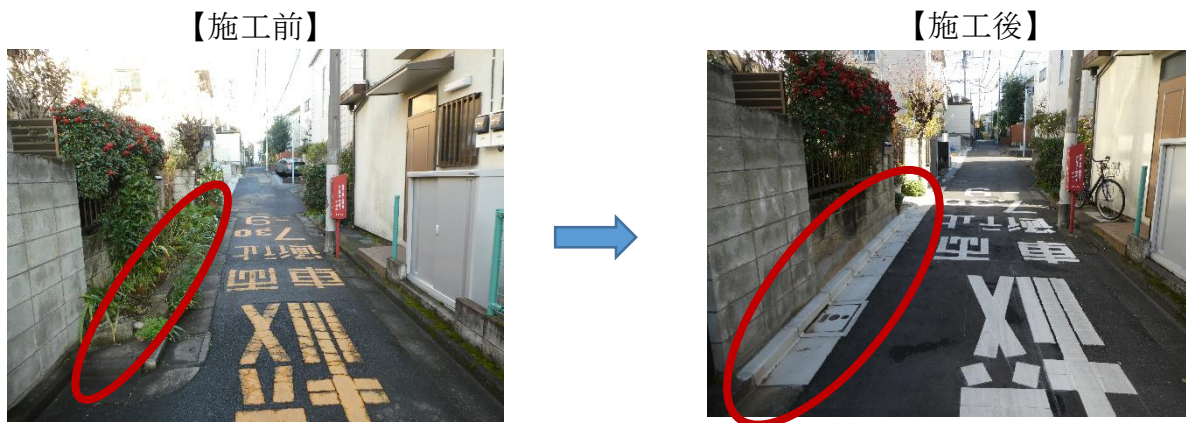
項目	H29	H30	R元	合計
支障物件等に関する相談・要望受付件数	62	24	18	104
支障物件に該当する件数	19	10	8	37
指導件数	19	10	8	37
是正件数	9	2	2	13

※1 支障物件…土地に定着する工作物その他の避難上及び通行上支障となる物件(容易に移動させることができるもの及び建築基準法に規定されている建築物や擁壁を除く)をいう(平成29年1月1日施行)。

[主な相談内容]

- ・後退用地に自動販売機が置いてある。
- ・後退用地に花壇が作られている。
- ・後退用地に木が植えられている。
- ・後退用地に大きな植木鉢が置かれている。
- ・後退用地部分が駐車場として使用されている。

2) 支障物件撤去の例



支障物件である花壇が撤去され、狭あい道路の拡幅整備を行った。

(3) 電柱等移設^{※1}の取組

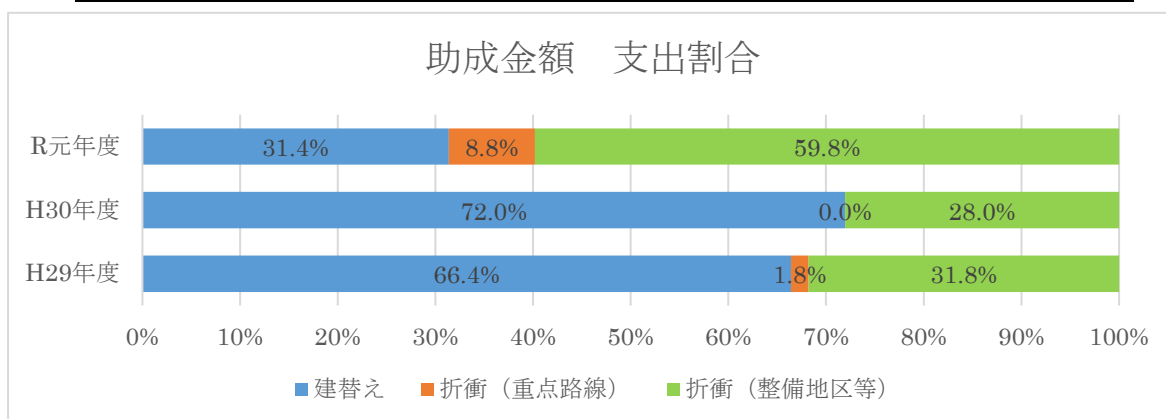
年 度	H24 調査 (60 cm以上突出)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	累計
依頼件数 ^{※2}	118	258	244	212	176	136	156	178	1,478
完了件数 ^{※2}	53	243	236	201	169	126	150	140	1,318
未了件数 ^{※2}	65	15	8	11	7	10	6	38	160

※1 電柱等移設…狭あい道路の拡幅整備に伴い既存の電柱を移設し円滑な通行を確保する。

※2 件数は各年度における件数。完了・未了件数は当該年度以降実施したものが反映。
移設は電柱等管理者において実施。

(4) 助成制度の取組

年 度	H29	H30	R 元
件数	647	543	518
助成金額〔千円〕	54,793	50,042	90,961



1) 助成金活用箇所例

【施工前】



【施工後】



助成制度を活用し後退用地内の塀を除却・築造を行い、拡幅整備を行った。

(5) 重点整備路線^{※1}の取組

1) 拡幅整備

路線 番号	所在地	敷地 全体数 ^{※2} 〔件〕	拡幅整備 済数 ^{※3} 〔件〕	折衝 回数 ^{※4} 〔回〕	未拡幅 整備数 ^{※5} 〔件〕	拡幅 整備率 ^{※6} 〔%〕	年度
①	阿佐谷南一丁目 27～43 番	35	14	12	21	40.0	H30
			15(1)	8	20	42.9	R 元
②	阿佐谷南二丁目 16～17 番	13	2	20	11	15.3	H30
			2	20	11	15.3	R 元
③	阿佐谷北五丁目 19～41 番	62	29(1)	44	33	46.7	H30
			32(3)	42	30	51.6	R 元
④	久我山三丁目 5～20 番	51	25	18	26	49.0	H30
			25	18	26	49.0	R 元
合 計		161	70(1)	94	91	43.5	H30
			74(4)	88	87	46.0	R 元

※1 重点整備路線 …拡幅整備を行う必要性が高いと認められる路線
(平成 28 年 11 月指定：参考資料参照)

※2 敷地全体数 …重点整備路線に接している敷地数

※3 拡幅整備済数 …拡幅整備を行った敷地数
()内は当該年度に拡幅整備を行った敷地数

※4 折衝回数 …職員が区民へ折衝(戸別訪問、電話対応、DM 送付、ポスティング等)
を行った回数

※5 未拡幅整備数 …(全体数)－(拡幅整備済数)

※6 拡幅整備率 …(拡幅整備済数)／(敷地全体数)

上段	H30. 4. 1～H31. 3. 31
下段	H31. 4. 1～R2. 3. 31

2) 支障物件

路 線		路線①	路線②	路線③	路線④
物 件 数	H30	3	0	5	0
	R 元	2	0	4	0

〔具体例〕 車止めポール、プランター、花壇、樹木

3) 助成金

年 度	H29	H30	R 元
件数	4	2	3
助成金額〔円〕	1,313,000	70,000	8,034,463

〔R 元助成項目〕 事務手続費 3 件、隅切奨励金(自己管理) 1 件

(6) 普及啓発の取組

項目	H30	R 元
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報すぎなみ掲載 (3 回) ・ 区ホームページ (常時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報すぎなみ掲載 (1 回) ・ 区ホームページ (常時)
説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区町会連合会 (2 回) ・ 町会役員会 (7 地区) ・ 杉並町会連合会 (1 回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区町会連合会 (1 回)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな整備地区、整備地区の通学路、整備地区以外の通学路チラシ配布 (5,000 枚) ・ イベント出展 (7 回) ・ 啓発チラシ (7 回) ・ パトロール (1 回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント出展 (5 回) ・ 啓発チラシ (5 回) ・ パトロール (2 回)

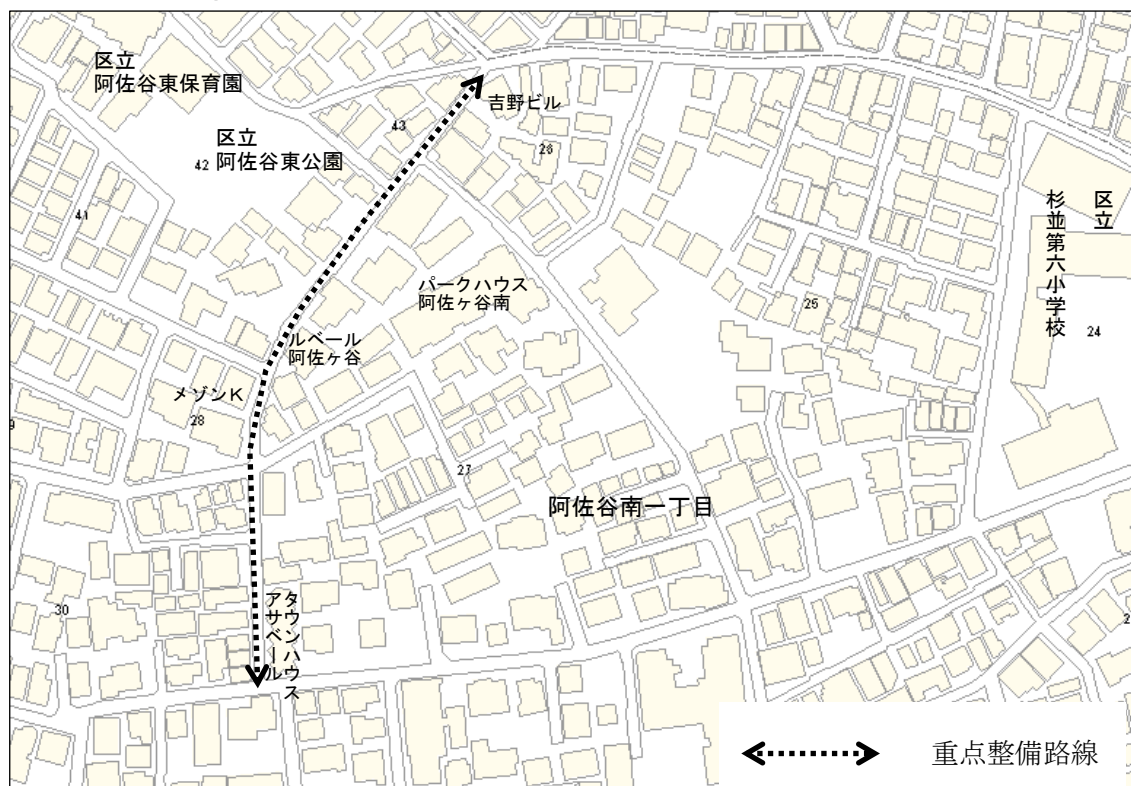
(7) 協議会運営

1) 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の実施状況

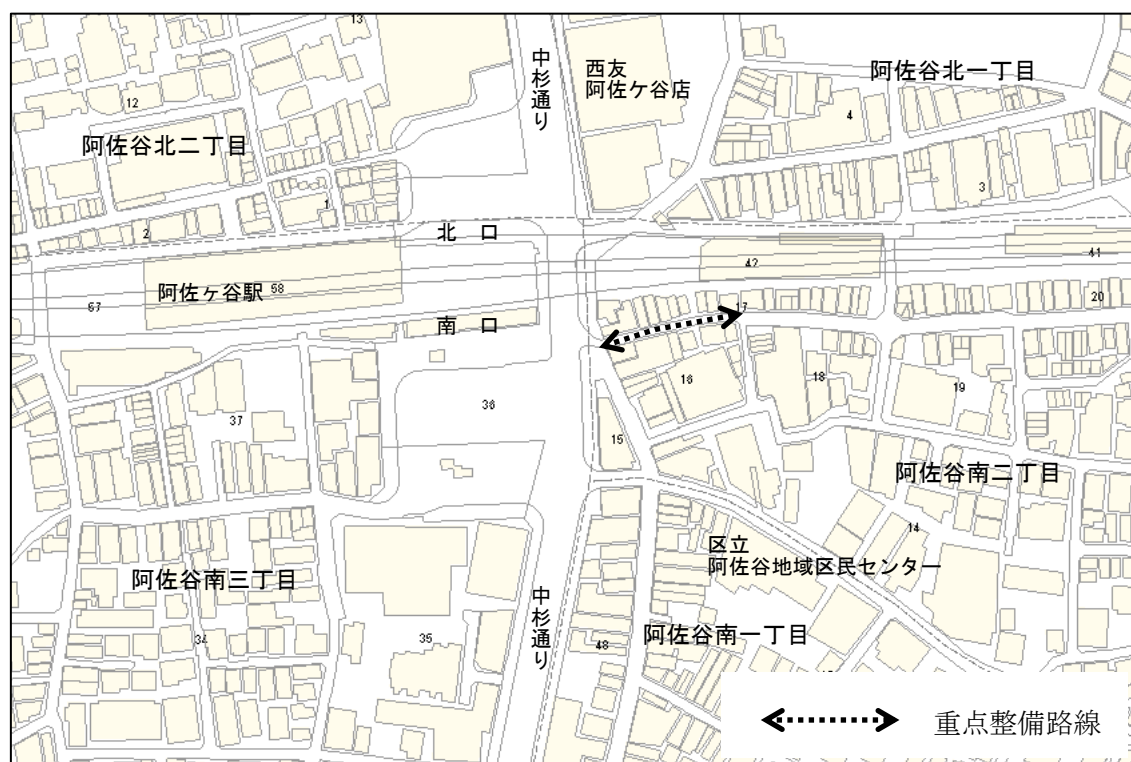
回数	開催日	主な内容	条例第13条による出席者
第1回	令和元年 5月10日	・諮問事項の審議	—
第2回	令和元年 7月30日	・答申について	—
第3回	令和元年 10月29日	・答申について	—
第4回	令和2年 1月14日	・答申について	—

参考資料：重点整備路線案内図

重点整備路線①：阿佐谷南一丁目 27～43 番



重点整備路線②：阿佐谷南二丁目 16～17 番



重点整備路線③：阿佐谷北五丁目 19～41 番



重点整備路線④：久我山三丁目 5～20 番

